

改正

平成11年3月29日条例第7号

平成12年3月31日条例第22号

平成12年12月22日条例第40号

平成13年3月30日条例第15号

平成14年12月27日条例第40号

平成16年3月31日条例第18号

平成17年3月31日条例第24号

平成18年3月20日条例第4号

平成25年3月29日条例第25号

平成25年9月30日条例第54号

平成26年3月31日条例第13号

平成26年9月30日条例第43号

平成27年3月31日条例第9号

平成29年3月28日条例第5号

平成30年3月30日条例第8号

平成30年12月28日条例第38号

吹田市立老人デイサービスセンター条例

(設置)

第1条 日常生活において介護を要する高齢者に対し、福祉サービスを提供することにより、高齢者の福祉の向上及びその介護者の負担の軽減を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市立内本町デイサービスセンター 吹田市内本町2丁目2番12号
- (2) 吹田市立亥の子谷デイサービスセンター 吹田市山田西1丁目26番20号
- (3) 吹田市立千里山西デイサービスセンター 吹田市千里山西2丁目13番2号

- (4) 吹田市立藤白台デイサービスセンター 吹田市藤白台2丁目9番1-115号
(事業)

第3条 老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 通所の方法による入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他のサービスの提供に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事業
(利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第10条の4第1項第2号の規定による措置を受けた者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は同法の規定による第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給を受けることができる者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の2第2項の規定による居宅介護（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に限る。）又は介護予防・日常生活支援（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者
(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に係る次に掲げる業務を行わせる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の設定及び徴収に関する業務
- (4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した法人のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができるかと認められる法人を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続する

ことが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(指定管理者候補者選定委員会)

第6条 本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする法人の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第7条 センターを利用した者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 第3条第1号に掲げる事業

- ア 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- イ 介護保険法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に相当する額
- エ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用の額として規則で定める額

(2) 第3条第2号に掲げる事業

- ア 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に準ずる額に100分の10を乗じて得た額
- イ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用の額として規則で定める額

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減額又は免除)

第8条 利用料金は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(利用の制限等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指定管理者の指示に違反するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事由により、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(免責)

第10条 この条例に基づく処分によってセンターを利用する者に生じた損害については、指定管理者は一切その責めに任じない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成9年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日条例第7号)

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の吹田市立老人デイサービスセンター条例第5条の規定は、平成12年4月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月22日条例第40号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成14年12月27日条例第40号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第18号)

改正

平成17年3月31日条例第24号

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の吹田市立老人デイサービスセンター条例第2条に規定する老人デイサービスセンターの管理については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 前項に規定する老人デイサービスセンターについて、平成17年7月1日以後最初に指定管理者の指定を行う場合におけるこの条例による改正後の吹田市立老人デイサービスセンター条例第4条の2第2項の規定の適用については、同項中「規則で定めるところにより、あらかじめ申請した法人のうち、センターの設置目的を最も効果的に達成することができると認められる法人」とあるのは、「現にセンターの管理を行っている法人」とする。この場合において、当該法人は、規則で定めるところにより、指定の申請をしなければならない。

附 則 (平成17年3月31日条例第24号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日条例第25号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第54号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中吹田市立老人デイサービスセンター条例第7条第2項の改正規定、第2条中吹田市立コミュニティセンター条例第22条第2項の改正規定並びに第3条中吹田市立認知症高齢者グループホーム条例第4条及び第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 3 月31日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月16日から施行する。（ただし書省略）

2 から 4 まで （省略）

（吹田市立老人デイサービスセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日前に旧条例第 3 章第 2 節の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前項の規定による改正後の吹田市立老人デイサービスセンター条例（平成 9 年吹田市条例第 7 号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年 9 月30日条例第43号）

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成29年 3 月28日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（平成29年度における利用者の範囲の特例）

2 この条例による改正後の吹田市立老人デイサービスセンター条例（以下「新条例」という。）

第 4 条の規定にかかわらず、平成29年度においてセンターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

（1） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の 4 第 1 項第 2 号の規定による措置を受けた者

（2） 介護保険法（平成 9 年法律第123号）の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は同法の規定による第 1 号通所事業に係る第 1 号事業支給費の支給を受けることができる者

（3） 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第 5 条の規定（医療介護総合確保推進法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）の規定による介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は特例介

護予防サービス費の支給を受けることができる者

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条の2第2項の規定による居宅介護（介護保険法第8条第7項に規定する通所介護に限る。）又は介護予防・日常生活支援（同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助を受けた者
- (5) 医療介護総合確保推進法附則第30条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる医療介護総合確保推進法第10条の規定による改正前の生活保護法第34条の2第2項の規定による介護予防（旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に限る。）に係る介護扶助を受けた者
- (6) その他市長が適当と認める者

（平成29年度における利用料金の特例）

3 新条例第7条第2項の規定にかかわらず、平成29年度における利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(1) 新条例第3条第1号に掲げる事業

- ア 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- イ 介護保険法第42条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に相当する額
- エ 旧介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- オ 旧介護保険法第54条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- カ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用の額として規則で定める額

(2) 新条例第3条第2号に掲げる事業

- ア 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に準ずる額に100分の10を乗じて得た額
- イ 食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用の額として規則で定める額

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第38号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。